

平成24年度 石狩市教育委員会会議（10月定例会）会議録

平成24年10月26日（金）

開会 午後 1時30分

第2委員会室

○委員の出欠状況

| 委員氏名     | 出席 | 欠席 | 備考 |
|----------|----|----|----|
| 委員長 中村照男 | ○  |    |    |
| 委員 土井久美子 | ○  |    |    |
| 委員 門馬富士子 | ○  |    |    |
| 委員 松尾拓也  | ○  |    |    |
| 教育長 鎌田英暢 | ○  |    |    |

○会議出席者

| 役職名              | 氏名   |
|------------------|------|
| 生涯学習部長           | 百井宏己 |
| 生涯学習部次長          | 柴口史子 |
| 総務企画課長           | 上田均  |
| 学校教育課長           | 蛭谷学俊 |
| 社会教育課長           | 東信也  |
| 文化財課長            | 工藤義衛 |
| 厚田生涯学習課長         | 池垣旬  |
| 浜益生涯学習課長         | 尾崎巧  |
| 教育支援センター長        | 西田正人 |
| 特別支援教育担当課長       | 森朋代  |
| 市民図書館副館長         | 丹羽秀人 |
| 市民図書館副館長         | 板谷英郁 |
| 学校給食センター長        | 伊藤和哉 |
| 総務企画課総務企画担当主任主査  | 吉田雅人 |
| 総務企画課総務企画担当主査    | 高石康弘 |
| 教育支援センター就学指導担当主査 | 川畑昌博 |

## 議事日程

### 日程第1 会議録署名委員の指名

### 日程第2 議案審議

議案第1号 石狩市民図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について

議案第2号 石狩市民図書館条例施行規則の一部改正について

議案第3号 石狩市立小中学校図書館の開放に関する規則の制定について

### 日程第3 教育長報告

### 日程第4 報告事項

① いじめの問題に関する取組状況調査（文部科学省緊急調査）結果について

② 教育委員会の点検・評価（平成23年度分）について

### 日程第5 その他

① 第1回石狩市調べる学習コンクールの結果について

② ウミベオロジー～石狩浜辺学2012～について

### 日程第6 次回定例会の開催日程

---

## 開会宣告

（中村委員長）ただいまから、平成24年度教育委員会会議10月定例会を開会します。

## 教育委員の異動について

（中村委員長）議事に入ります前に、新たに任命された委員の紹介を事務局からお願いいたします。

（百井部長）委員の異動について、説明及び紹介をさせていただきます。既にご承知のとおり、この度、委員5名中、3名が任期満了となり、教育長が既に就任されていますけれども、その後、中村委員、また、伊藤委員の後任に松尾委員が

9月28日の第3回市議会定例会において、同意の後、今月20日付け、辞令が22日に市長から手渡され、正式にご就任ということをお先ず、報告させていただきます。前回の臨時会において、教育長が任命されたところで、その際、委員の異動については、ご紹介をさせていただきましたけれども、改めて2名の委員が辞令交付を受けたということをお報告し、ご紹介とさせていただきますと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

(中村委員長) ここで松尾委員から、就任に当たってご挨拶をいただきたいと思ひます。

(松尾委員) ただいま、ご紹介をいただきました松尾拓也と申します。よろしくお願ひいたします。私は、保護者としての選任ということで、まだ小さいのですけれども子どもがおまして、親として関わっております。また、自分自身、仕事をしながらではあります、少しずつですが学習なども進めておまして、生涯学習の観点からも教育委員として、活動していければと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

(中村委員長) 本日の会議より、新たに鎌田教育長、松尾委員のお二人をお迎えし、本格的に議案等の審議が始まりますが、石狩市民の皆様のお教育行政に対する様々な思ひを踏まえながら、展開して参りたいと思ひますのでよろしくお願ひ申し上げます。

## 日程第1 会議録署名委員の指名

(中村委員長) 日程第1 会議録署名委員の指名ですが、土井委員にお願ひします。

## 日程第2 議案審議

(中村委員長) 日程第2 議案審議を議題とします。

**議案第1号 石狩市民図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について**

(中村委員長) 議案第1号 石狩市民図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について、提案願います。

(鎌田教育長) 議案第1号 石狩市民図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について、市民図書館厚田分館の廃止に伴い、平成24年6月28日に制定した「石狩市民図書館条例の一部を改正する条例」の施行期日を定めるため、石狩市教育委員会事務委任規則第1条第3号の規定に基づき、議決を求めるものです。

(板谷副館長) 石狩市民図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定理由ですが、石狩市民図書館厚田分館の廃止に当たり、平成24年6月28日に制定した、石狩市民図書館条例の一部を改正する条例では、施行日を公布の日から6月以内において、規則で定めるとしていましたが、この度、工事のスケジュールや学校との調整などにより、新たな厚田小学校図書館のオープンを12月10日とすることとしましたので、そこから逆算しまして、引っ越しなど諸準備のために厚田分館を11月16日で閉館することに決め、同日を施行日としようとするものです。よろしくご審議をお願いいたします。

(中村委員長) ただいま、提案説明がありました議案第1号につきまして、ご質問等ありませんか。

なし

(中村委員長) 質問等がないようですので、議案第1号につきましては、原案どおり可決ということよろしいですか。

異議なし

(中村委員長) ご異議なしと認め、議案第1号につきましては、原案どおり可決しました。

## 議案第2号 石狩市民図書館条例施行規則の一部改正について

(中村委員長) 議案第2号 石狩市民図書館条例施行規則の一部改正について、提案願います。

(鎌田教育長) 議案第2号 石狩市民図書館条例施行規則の一部改正について、市民図書館厚田分館の廃止及び厚田小学校図書館への機能統合に伴い、規則中の文言整理や所掌する事務の追加など、所要の改正を行うため、石狩市教育委員会

事務委任規則第1条第3号の規定に基づき、議決を求めるものです。

(板谷副館長) 石狩市民図書館条例施行規則の一部を改正する規則ですが、資料の2頁にありますとおり、「厚田分館」という表記をここから削除します。また、3頁と4頁は、規則の関係様式について、様式中「厚田分館」という表記を「厚田小学校」という表記に改め、また、5頁ですが、図書館の利用カードにも「厚田分館」という表記がありますことから、これを「厚田小学校」に改めようとするものです。さらに、附則についてですが、施行日を議案第1号と同様の趣旨により、平成24年11月16日とするとともに、市民図書館と厚田生涯学習課の所掌事務に「学校図書館に関する事務」を加えるため、石狩市教育委員会行政組織に関する規則中の事務分掌に関する規定を改めようとするものです。よろしくご審議をお願いいたします。

(中村委員長) ただいま、提案説明がありました議案第2号につきまして、ご質問等ありませんか。

なし

(中村委員長) 質問等がないようですので、議案第2号につきましては、原案どおり可決ということによろしいですか。

異議なし

(中村委員長) ご異議なしと認め、議案第2号につきましては、原案どおり可決しました。

### 議案第3号 石狩市立小中学校図書館の開放に関する規則の制定について

(中村委員長) 議案第3号 石狩市立小中学校図書館の開放に関する規則の制定について、提案願います。

(鎌田教育長) 議案第3号 石狩市立小中学校図書館の開放に関する規則の制定についてですが、市民図書館厚田分館を廃止するとともに、その機能を統合し、厚田小学校図書館を地域住民に開放するに当たり必要な事項を定めるため、新たな規則の制定について、石狩市教育委員会事務委任規則第1条第3号の規定に基づき、議決を求めるものです。

(板谷副館長) 石狩市立小中学校図書館の開放に関する規則の制定について、説明いたします。規則を新たに制定する際に、事務局案作成段階において、委員長

に予め内容を見ていただきまして、様々な助言をいただきました。ここでお礼申し上げます。委員長からは、規則の名称や条項の表現内容などについて、ご指導いただきました。資料の7頁からになります。先ず、第1条で、規則の趣旨を述べております。第2条では、事業の目的として、「学校教育に支障のない範囲において、地域の子ども及び住民の読書活動を盛んにするとともに、読書活動を通じて地域の交流の場を広げ、もって地域の教育力の向上を図ること」を掲げております。第3条では、開放事業を行う学校図書館を、今のところは、厚田小学校と規定しています。今後、増やしていく場合については、表にして表現するなどして、本条の規定を変更していくこととしたいと考えております。第4条では、開放事業で行う事業内容を列記しています。同条の第2項において、開放事業に係る利用者の対応は、市民図書館の職員が行うこととし、職員を配置いたします。管理についてですが、第5条のとおり、石狩市教育委員会が行い、一切の責任を負うこととしております。第6条の休館日ですが、学校開放としては、月曜日、年末年始、図書館の特別整理期間などを休館日としており、ただし、学校については、月曜日から金曜日までの授業のある時間は、全て使えるという風になっています。第7条の開館時間ですが、火曜日から金曜日までは、10時半から5時まで、土曜日、日曜日は、1時から5時までとしております。今までよりも、平日の午前の分が増えておりますので、一般市民の方にとっても利用しやすくなっているのではないかと思います。第8条の遵守事項ということで、図書館で、「やってはいけないこと」を列記しております。なお、第8条については、事務局案を1箇所訂正させていただきたいと存じます。第6号ですが、お手元の資料では、「その他職員の指示及び学校教育活動の運営上必要な校長の指示に従うこと。」という表現になっておりますが、より望ましい表現にということで、「その他職員の指示及び学校教育活動に基づく校長の指示に従うこと。」に改めさせていただきたいと存じます。よろしく願いいたします。また、第9条に、利用者の登録及び貸出に関する手続を記載しておりますが、これは、「石狩市民図書館の条例施行規則の例による」としており、市民図書館と同様のかたちで、一般の人が本を借りられるようになっています。以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

(中村委員長) ただいま、提案説明がありました議案第3号につきまして、ご質問等ありませんか。

### 質疑応答

(門馬委員) 休館日の設定ですが、第6条の(1)から(3)まで記載がありますが、他の本館、分館と、この内容とは異なっているのでしょうか。一斉に休館ということには、なっていないのですよね。

(板谷副館長) 他の館についても、月曜日が休館日となっていますので、基本的には、同じ休館日となります。これは、地域開放事業としての閉館日ということですが。

(門馬委員) 月曜日が祭日の場合の扱いは、どうなりますか。本館などでは、確かその場合は、休館日をずらしています。厚田の場合は、きっちりこの規定のとおり月曜日休館でいくのですか。本館の場合、祭日は開館して、次の日が休みになりますよね。厚田小学校図書館でも同じだとすると、月曜日が祭日の場合は、学校は休みだけれど、市民には開放している、そして、次の日の火曜日は、学校はやっているけれど、市民には休館ということになるのですか。つまり、聞きたいのは、混乱が生じないのかということです。学校という特殊事情から、祭日の扱いが他の図書館と違うとなると、市民が混乱するのではないかと思ったものですから。

(板谷副館長) 月曜日は祭日の場合でも、休館となります。そういうことから、本館などが月曜日の振替として、火曜日に休館となる場合でも、厚田小学校図書館の開放事業では、開館となります。また、月曜日以外の祭日の場合は、学校が休みでも開館しています。このように、他の分館などと多少違うのですが、地域がある程度限定されていますので、周知しながら混乱をきたさないように進めていきたいと考えています。また、開館時間についても、30分間ですが、違ってきます。

(土井委員) 今までの厚田分館の対応と大体似ているとは見ていたのですが、例えば、市民図書館の職員が当たるなどの点は、今までと同じですよね。そして、分館の時と比べて、平日の午前中の開館時間が増えていて、その時間帯も図書館職員が対応するという点で良いですよね。そうすると、基本的には、今までと、ほぼ同じで、場所が学校に変わっただけなのかと理解しておりましたが、今の話を聞くと、休館日などの扱いに違いが生じてきていると思ったのですが、同じにはならないということですね。

(板谷副館長) 今まで、厚田分館については、午前中はやっていなかったもので、その分については、職員がついて、時間帯が増えるということになりますが、職員の勤務時間をやり繰りしながら、時間帯を増やして最大限やろうとすると、勤務の条件や体系などを加味すると、どうしても月曜が祝日でも休みにするなど、一定の時間の調整などが必要となってしまう、そういった面で、ここまでが最大限ということで、このように決めさせていただいております。

(土井委員) 今までと違っている部分や他の本館、分館と違っている部分について、もう少し整理して説明して欲しいのですが。

(丹羽副館長) 私から、本館、他の分館と厚田小学校図書館の違いについて、お話しします。まず、本館と分館がこれまでも違っております。本館は、夜間も開館

していますが、分館は、基本的には10時から17時までで、厚田分館については、13時から17時までとなっております。厚田だけが時間が短かったのは、合併前の旧厚田村時代からの引き継ぎで、そのようになっておりました。今回、学校図書館の対応も含めて、職員の勤務時間を長くするというようなことを行い、午前中の開館を可能にしたところですが、他の分館は、10時から17時までとなっております、厚田小学校図書館では、10時半から17時までといたしました。これは、様々な兼ね合いで勤務時間等を検討した結果でして、厚田は、月曜日も子どもたちのために開館するので、開館日が多くなります。また、門馬委員ご指摘のとおり、月曜日が祝日の場合は開館し、次の火曜日に図書館は休館させていただいています。ただし、厚田小学校図書館の場合は、子どもたちは休みではありませんので、職員は出勤してサービスをしますので、それでしたら、一般の方も利用できるよということ、この日も開けることとしましたので、時間も長くなり、休館日も減りますので、現厚田分館よりも、かなり利便性が上がるのではと考えております。また、利用者としては、ほぼ厚田区民のみとなっておりますことから、厚田区の中で周知していけば、本館と違う開館時間や休館日などについても、徐々に浸透していくのではないかと考えておりますし、利用についても地元の方ですので、色々と考えながら利用していただけるのではと思っております。

(土井委員) はい、よく分かりました。ただ、職員の勤務時間の割り振りが大変になりますね。大変ですが、よろしく願いいたします。

(門馬委員) 第5条に、「事務及び管理は、教育委員会が行い、学校長は、責任を負わない」という表現があり、第7条で、「委員会が必要と認めるときは、校長との協議のうえ、変更することができる」、第8条の第2項で、「市民図書館館長は」という表現があります。学校長も図書館長も組織としては、教育委員会内なのではないのかなと思ったのですが、これには何か意味があるのですか。大きく括って考えると全部教育委員会だと思うのですが、「教育委員会は」、「図書館長は」と使い分けているようですが。

(板谷副館長) 第5条におきまして、石狩市教育委員会が責任を負うということで規定していますが、これについては、以前に学校施設の開放事業を行うに当たり、規則等を定めた際に、校長先生の負担が少ないということを表示する意味でこういった謳い方をしており、同様の趣旨で、この規定を参考にしたものです。第7条の休館日については、学校において、様々な都合がある場合なども想定して、その要請に応じて協議をできるようにという意図で、「校長との協議のうえ」としているところです。第8条第2項ですが、「市民図書館館長は」とありますが、これについては、市民図書館条例施行規則において、市民図書館長が、遵守事項違反者を退館させることができるという規定があり、これと同様の表現をしよう

としたものです。

(百井部長(館長)) 基本的には、副館長の申し上げたとおりなのですが、若干補足させていただきますと、先ず、学校図書館というのは、責任を持つのは学校長であると考えており、今回規則を出させていただいた開放の部分を一つの事業として捉えており、この事業の責任者の位置づけは、教育委員会です。その、被っている部分がどうしてもありますので、開放の部分でも学校図書館として利用する子どもさん達がいたりということがありますので、その場合にも学校教育上に関係のあることについては、学校長が指示なり、様々な関わりを持つことが必要となります。さらに、市民図書館長という部分については、市民図書館との連携、実際に開放事業を運営する責任においては、図書館の長としての役割もあるものですから、特に、入館者に対する制限などについては、住民対応にかなり厳しいところもありますので、それは、市民図書館の分館と同様の取り扱いをしていきたいという意味において、表現させていただいております。3つ出てきますので、混乱はするかもしれませんが、そういう風に考えたところです。

(門馬委員) 私が言いたかったのは、もっと単純なこととして、教育委員会の中に学校現場も図書館も入るので、これ全体を教育委員会の事業としてみた場合には、開放事業に関する事務及び管理をするのは、図書館の仕事であり、従って学校長には、この開放事業に関する責任はないということなのかなと思ったところで、そうすると、私の頭の中では、教育委員会に学校や図書館があり、この事務については、図書館が責任を負うのですよということで、例えば、「教育委員会は」ではなく、「図書館長は」と明記した方がはっきりすると思った訳です。

(松尾委員) そういうことですね。私もそう思いました。

(門馬委員) 教育委員会と言うと、全部に被ってきますよね。他の規則との並びで、それはまずいのだということであれば、そのままでも構わないのですが。

(中村委員長) 私も門馬委員と同じような思いであります。今定例会の議案等について事前説明を受けた際に、百井図書館長と意見交換をさせていただき規則の名称や条項などについて所要の修正をしていただきましたが、時間的な関係で修正に至らなかった部分等について、その後質問事項として事務局に提出しておりますので、私から触れさせていただきます。

第5条(管理)についてであります。「石狩市学校の体育施設の開放に関する規則」がありますが、そこに同様に「当該学校の校長は、一切の責任を負わないものとする」とあり、そのまま引用されておりますが、学校体育施設の開放制度を作った際には、様々な背景があつて、そう表現されたのだらうと思いますが、その趣旨を生かしながら、「開放事業に関する事務及び管理は、石狩市教育委員会(以下「委員会」という。)が行い、その一切の責任を負うものとする。」というように素直に表現された方がよいかと思いますが、その点は如何でしょうか。

(百井部長(館長)) おっしゃったとおりが適切かと思います。委員長からもお話ありましたとおり、過去に学校施設の開放のときに、やはり学校が市民に開放するというような体制や、市民の意識が十分整っていなかった時代に、それぞれ、学校と教育委員会の役割分担をしっかりと明確化しないとなかなか進めなかったところがあったかと思います。そういったときに使った文言ですので、今は、委員長がおっしゃったようにストレートに申し上げた方が適切かなと思いますので、修正いただいた部分で進めさせていただきたいと思います。

(中村委員長) 次に、門馬委員から第6条関係で校長との協議に関しお話がありました。これは社会教育分野ではなく、学校教育活動に基づく学校長としてのお立場から、第6条の休館日の取り扱いなどについて、協議に応じていただくものであり、そういう流れからすると第6条については、至当な表現であると思います。

第7条(開館時間)についてであります。①火曜日から金曜日は、10時30分から5時まで、②土曜・日曜日は、午後1時から5時まで、③国民の祝日に関する法律に規定する休日の開館時間は、前項の規定にかかわらず、午前10時から午後5時までと、複雑な形態となっています。先ほど丹羽副館長も説明したとおり、様々な事情が重なってこうなったと思いますが、平成25年度から、花川南、八幡、浜益分館と同様に、開館時間を10時から午後5時までに、統一できるよう努力していただきたいと思います。予算措置など様々なことが絡んでくるかと思いますが、私共教育委員も後押しさせていただきたいと思いますが如何でしょうか。

(百井部長(館長)) 状況については、先ほど丹羽副館長が申しあげましたのですが、もとより学校図書館の充実と分館機能を引き継ぐだけではなくて、地域に対しても、さらに充実をしていくということを中心に、このような事業を起こさせていただいたということからすれば、今いただいたご意見というのは、私共さらに取り組んでいかなければならないと思っております。具体的に申し上げますと、実質、これまでの厚田分館と比べますと、先ほど申しあげましたとおり、例えば、月曜日は閉まっているけれども、実際には子どもさん達、場合によっては学校の判断でPTAなどに開放するという形は、さらに工夫をすればできるということ、また、祝日の振替がないなど、時間的に言っても、かなり充実しているとは思いますが、さらに地域の事情にあったサービス、または時間の延長も含めて、また、もう一つ、他と比較して分かりやすいという部分も入れますと、工夫の余地があるかと思います。来年度の予算に向けてということになりますと、実態を見てという時間が多少、少ないようにも思いますけれども、少し先を見てさらに充実できるように取り組んでいきたいと思っております。

(中村委員長) 次に、先ほど門馬委員がお話しになった第8条(遵守事項)第2

項についてであります、「市民図書館長は、学校開放図書館に入館する者が前項各号に掲げる事項を遵守しないときは、その者を退館させることができる」と規定しておりますが、遠隔地における危機管理の視点から実行性に疑問が残ります。第1項1号から6号までの行為があった場合、市民図書館長が退館させなければならないのですが、今後第一義的には厚田の生涯学習課長などにその役割を担っていただく方向について、ご検討いただきたいと思いますが如何でしょうか。

(百井部長(館長)) 危機管理上、施設を預かって、その時々に応じて素早く対応をしていかなければならないということについては、その体制をしっかりとっていなければならないということは、おっしゃるとおりかと思えます。私としては、他の規則が正しいとは必ずしも思っていないのですが、判断をする責任者の位置づけを誰にするのかというところと、実際に対応する人は誰かという部分は別に考えております。厚田小学校図書館については、分館という名前はないところですが、市民図書館全体のネットワークという意味では、市民図書館が総括的に判断をして、それぞれ仕事に当たっていただくという意味で、今回は市民図書館長とさせていただきます。今後、それぞれの分館の在り方、札幌市などでは、それぞれの館に館長さんがいて、その方が判断をされる、また、東京都のような所においては、中央図書館長という名のもとに、他の図書館を管理するというようなことで、それぞれ地域で異なっていて、色々な考え方があろうかと思えますので、趣旨は、それぞれ地域が、色々なものに即座に対応できるという状況を、どうとらまえるかということですので、先ずは、市民図書館が総括的に判断するという意味での趣旨ということで、お認めいただけましたらと思えます。

(中村委員長) そのとおりで結構ですが、開放の規則として実行性の確保の視点から、今後捉えていただければありがたいと思えますので、ご検討方よろしくお願いします。

(門馬委員) 第8条第1項第6号、先ほど訂正のありました「その他職員の指示及び学校教育活動に基づく校長の指示に従うこと」ですが、もし、学校教育活動に支障ありと校長が判断したら、校長は、そもそも排除できる権限を持っているのではないですか。

(中村委員長) あくまでも、学校教育活動に基づく範囲であれば、そのとおりです。

(門馬委員) 学校教育活動に基づく校長の指示に従わないときは、市民図書館長が退館をさせる訳ですね。例えば、利用者が学校教育に関する器具を壊そうとした場合に校長は、「やめてください、壊さないで出て行ってください」と言う権限を持っているのではないのですか。

(中村委員長) それはあります。

(門馬委員) この文言が必要なのかと思ひまして。校長が、その場でこれは教育

活動上困った行為だと判断した場合には、校長は自分の権限で排除できるのではないのでしょうか。

(中村委員長) それを含めて、遵守していただくのが第1号から第6号なのですが。

(門馬委員) そうなのですけれども、校長は、わざわざ館長に依頼するまでもなく、自ら退館を指示する権限を持っているのではないか、従ってこの文言は必要なのかと思いました。

(松尾委員) ここの部分は、その他職員の指示というのは、図書館のラインに基づいて社会教育上必要な指示で、例えば、「暴れないでください」ですとか、そういうことを言う場合で、後段については、学校の施設内なので、校長の指示に従ってくださいということなのですよね。これで、いいような気がするのですが。

(百井部長) 規則自体が学校図書館ではなくて、学校図書館を活用した開放事業として、学校図書館とは、いわば離れた事業になります。従って、基本的には学校長は関係ないという立場なのです。しかし、その関係ないところをやるに当たっても、例えばハード的なもの、ソフト的なもので、学校長として関わりを持つ、また指示しなければならないこともあります。それは、学校教育上は当然なのですが、基本的には学校教育以外の事業として規則を作っておりますので、あえて、入れておかないと関係性が見えないというところがありまして、おっしゃるとおり、書かなくても、当然開放事業において何かあった場合には、学校長として様々な責任をとってやらなければならないのは当然のことですが、あえて違う事業を起すときに、それを位置づけておくということも大事だと思っています。

(中村委員長) 他に質問等がないようですので、第5条(管理)につきましては、「開放事業に関する事務及び管理は、石狩市教育委員会(以下「委員会」という。)が行い、その一切の責任を負うものとする。」と修正し、第8条(遵守事項)第1項第6号については、「その他、職員の指示及び学校教育活動に基づく校長の指示に従うこと。」と修正し、その他今後の課題については、早い機会にご検討いただくこととし、議案第3号につきましては、可決ということによろしいですか。

異議なし

(中村委員長) ご異議なしと認め、議案第3号につきましては、一部修正し可決しました。

以上で、日程第2 議案審議を終了します。

### 日程第3 教育長報告

(中村委員長) 日程第3 教育長報告を議題とします。

(中村委員長) 教育長から報告をお願いします。

(鎌田教育長)

10月12日 石狩湾新港第1船入港30周年記念事業

10月13日 平成24年度石狩市PTA連合会研究大会・第22回母親交流会  
小檜山博文学を読む会創立10周年記念講演会

10月17日 石狩市中学校文化連盟音楽発表会

10月18日 石狩管内教育委員会協議会教育長部会

#### (1) 教育部会体制

部会長 蜂屋新篠津村教育長

副部会長 山内当別町教育長

幹事長 月田江別市教育長

次長 吉田北広島市教育長

部員 穂積恵庭市教育長・宮崎千歳市教育長・鎌田教育長

#### (2) 石狩教育局からの報告事項

- ・石狩教育局管内公立小中学校教職員人事異動実施細目の一部改正について
- ・栄養教諭の基準勤務年数の取り扱いについて 基準年数6年
- ・平成25年度広域人事について 対象50名
- ・「懲戒処分の指針」の一部改正について 猥せつ行為に対する懲戒処分を厳格化
- ・管内教育推進計画について (計画期間H25~29)

10月19日 石狩管内教育委員会協議会教育長部会 (江別市)

- ・平成25年度校長採用及び教頭昇任候補者名簿の作成について
  - ・平成25年度当初校長・教頭人事異動協議資料の作成について
- 石狩管内公立小中学校教職員人事推進会議 (江別市)
- ・平成25年度当初人事異動について
  - ・石狩教育局管内公立小中学校教職員人事異動実施細目の一部改正について
  - ・栄養教諭の基準勤務年数の取り扱いについて
  - ・平成25年度広域人事について

石狩管内教育委員会委員研修会（江別市）

- ・視察 江別市セラミックアートセンター
- ・講話 防災のまちづくりと暮らしの中の安全安心

10月20日 ユネスコ絵画展表彰式 市内11小学校、683作品の応募  
第57回市民文化祭（～21日）  
舞台部門（北コミ）、展示部門（南コミ）

以上で、報告を終わります。

（中村委員長）ただいま、教育長から報告がありましたが、この件についてご質問等ありませんか。

#### 質疑応答

（土井委員）平成25年度広域人事について、24年度は44名で、25年度は50名を対象とするという話がありましたが、これは石狩管内の数値ですか。

（鎌田教育長）全道の数字です。

（土井委員）石狩管内での数字はわかりますか。

（鎌田教育長）基本ベースは、全道で40名、石狩管内では3名です。それに、それぞれの意見に基づく期待数として、全道で10名が加味されて、全道トータルで50名が目標とされているとのことです。

（中村委員長）他に質問等がないようですので、教育長報告を了解ということでよろしいですか。

異議なし

（中村委員長）それでは、教育長報告を了解しました。

（中村委員長）以上で、日程第3 教育長報告を終了します。

#### 日程第4 報告事項

（中村委員長）日程第4 報告事項を議題とします。

① いじめの問題に関する取組状況調査（文部科学省緊急調査）結果について

(中村委員長) ①いじめの問題に関する取組状況調査(文部科学省緊急調査)結果について、事務局から説明をお願いします。

(西田センター長) 私からは、いじめの問題に関する取り組み状況調査(文部科学省の緊急調査)の結果につきまして、報告をさせていただきます。これまでも7月、9月の定例教育委員会会議におきまして、調査に関する報告をさせていただきましたが、文科省の緊急調査は、子どもたちに関する調査と教育委員会及び学校における取組状況に関するアンケートがございました。この教育委員会及び学校における取組状況に関するアンケートにおきましては、ご提示する資料といたしましては、かなりのボリュームになりますことから、「いじめの定義」をはじめ、別冊資料として、ご提示させていただきましたので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

それでは、別冊資料「報告事項1. 及びその他関係資料」をご覧いただきたいと存じます。資料は、1頁目の「いじめの定義」からはじまりますが、まずは、19頁をお開き願います。こちらは、7月25日の定例教育委員会会議でご報告させていただきました、道教委の6月のアンケート調査及びその対応状況の調査結果です。この時点では、いじめの認知件数は、小学校6件、中学校16件、計22件でした。8月に入りまして、資料にはございませんが、8月3日には、北海道教育委員会が、「いじめをなくし、かけがえのない子どもたちの生命を守るために」と題した、緊急メッセージを発表いたしました。このメッセージに関しましては、発表後ただちに、全小中学校に周知させていただいております。同じく8月に、文部科学省が、大津市でのいじめが背景とされる生徒の自殺を重く受け止め、いじめの認知件数等を把握するために、全国の特別支援学校を含む小・中・高、全校に対する緊急の調査をするよう指示がございました。本市におきましては、文部科学省経由で道教委から8月14日付けで通知がありましたので、8月16日に各学校へ周知しております。これを受けまして、各学校は夏休み明けに、アンケートを実施し、「いじめられたことがある」と答えた児童生徒に対しまして、聴き取り及びアンケート以外はいじめ把握を校内で精査し、8月末に報告をいただいております。この間、8月20日には、臨時の教育委員会会議を開催いただき、議論いただいております。文部科学省の調査結果につきましては、9月28日の定例教育委員会で、ご報告させていただきましたが、その時の資料を20、21頁にお付けいたしました。20頁になりますが、この時点での、いじめの認知件数は、小学校13件、中学校33件、計46件です。この調査報告は8月末でしたので、9月に入りまして、該当校に再度確認いたしましたところ、「継続支援中」の5件、「解消に向けて取組中」の8件中、5件につきましては、いずれも解消しているとの報告をいただいております。従いまして、3件が未だに解決に

至らず、「解消に向けて取組中」とのことです。10月に入りまして、再度確認したところ、この3件につきましては、2件が解消したとのこと、残り1件につきましては、現在も「解消に向けて取組中」でございますが、該当の生徒におきましては、特定されておりますことから、今後も粘り強く、チームとして指導いただくようお願いしております。

次に、資料では10頁からになりますが、先月の定例教育委員会におきまして、教職員への研修、保護者への啓発活動等、いじめ問題に対する取組を各種ご説明させていただきましたが、その中のひとつの取組として、「指導の方針」を改訂し、各学校へ周知させていただきました。その指導方針が、資料の10頁からになります。昨年までは、「いじめ問題への取組の徹底について」として、年度初めに各学校への取組の資料として、周知しておりました。こちら資料といたしまして、2頁から9頁に掲載させていただいております。恐れ入りますが、再度、10頁をお開きいただきたいと存じます。具体的に、改訂いたしました箇所は、波線の下線部分となりますが、それぞれ項目立てをして、文書表現を改めました。このことによって、よりインパクトを強めた点、例えば、10頁では、「校内研修の充実」を「校内研修の充実を図る」に変更し、①「いじめの定義について」を「いじめの定義について、全教職員が理解する」と改め、12頁では、「未然防止」から「未然防止に向けての取組の徹底を図る」に変更するなどの改訂を行いました。また、大きな追加項目といたしまして、16頁になりますが、「日頃からの校内体制の整理を行う」項目の「(3)支援体制を確立する」項目には、②として、「いじめ認知の報告」、「学校長が最終判断をする」、このことを明確化いたしました。さらに、17頁になりますが、「ていねいな保護者等への対応を心がける」では、新たに、「(1)保護者への対応での心がけ」で、③として「保護者への情報発信」、「学校だより等で、日頃から学校の取組等を情報提供する」、また、(2)として新たに項目をおこし、「外部機関等からの意見を大切に」として、「①学校支援推進員(学校評議員)の活用」につきまして、追加した次第です。この「指導の方針」を8月に、校長会、教頭会を通じて説明させていただき、さらなる取組の充実を全小中学校にお願いしております。18頁には、日常の学校生活における「いじめ発見のチェックポイント」を参考資料として、各学校に配布しております。

次に、教育委員会における取組状況に関する緊急調査と、学校における取組状況に関する緊急調査であります。まず、教育委員会への緊急調査に関しましては、関係資料の22頁からとなります。30問の質問となりますが、項目は、「貴教育委員会が設置している学校に対する指導について」、「いじめ問題への取組について」、「その取り組みに対する点検について」、「学校と警察の連携について」、「重大事案につながるおそれのあるいじめについて」、「その他」の5項目からなっております。回答いたしました箇所は、四角で囲んでおります。この中で、記載す

る項目がございますが、その内容を30頁に載せてございます。大津市の事案を機に、見直した内容と国への支援についてです。記述内容は、ご覧いただきたいと存じます。次に、31頁からは、各学校へのアンケートになります。こちらは、15問の質問となり、項目は、「いじめの問題への取組に対する点検について」、「いじめの実態把握に関するアンケート調査について」、「いじめを把握したときの対応について」、「いじめの問題に関する校内研修について」、「学校における管理・指導体制の在り方」、「学校・警察の連携について」、「その他」の7項目となっております。数字を四角で囲っておりますが、こちらは、回答した学校数を記載しております。子どもに関するアンケート調査結果及び取組状況に関する教育委員会と学校の調査は、いずれも8月末に道教委へ報告しております。以上です。

(中村委員長) ただいま、事務局より説明がありましたが、この件についてご質問等ありませんか。

(門馬委員) 9頁までは、旧の指導方針で、10頁以降が今年8月に教育委員会として設けた指導方針ということだと思いますが、8月の通知後の学校の反応はどうだったのでしょうか。

(西田センター長) 反応といいますか、「わかりました。これに則って再度点検、見直しをします。」ということで、何校からはありました。

(門馬委員) 指導方針を出して、それで終わりましたと言うだけでは、私たちの責任を果たしたとは言えないと思ったものですから、そういう質問をいたしました。例えば、校内で先生方の研修会を行ったですとか、「指針について全教職員が理解する」という項目がある訳ですから、いじめを起さないために、あるいは、いじめ問題が生じた時に、どのように対応するか等の研修会、話し合い、会議などが設けられたのでしょうか。反応というのは、そういう意味で、指針の通知を受けた学校が、具体的にどのような行動をとったかをお聞かせ願います。

(西田センター長) この間、8月以降の具体的な取組ということで、教育委員会では、先生方を対象にした研修会を実施させていただき、教育長からもご報告ありました、市P連の研修会に参加した保護者への家庭でのチェック項目などについても、石狩教育局から講師をお招きして、説明などもさせていただいております。また、各学校では、学校質問用紙の緊急調査の33頁、問4、「いじめの問題に関する校内研修を実施しましたか」の回答を見ますと、いじめの問題に特化して実施した学校が5校、生徒指導等の研修として、いじめの問題にも触れて実施した学校が17校ですので、学校ごとに課題意識を持って取り組まれていると考えております。また、併せて、児童生徒が主体となる各種取組も、各学校で行われています。

(門馬委員) それに関連してですが、学校だよりを読みますと、いくつかの学校で、このいじめに関して、校長先生が考えを述べていたり、「当校では、こんな取組が行われました」というようなことが書かれているなど見受けられましたので、これは、かなり反応があったのかなと、真剣に各学校が受け止めて、いじめを防ごうと先生方も行動に移し出したのかなと思っておりましたものですから、お伺いしました。

(土井委員) 18頁の「いじめ発見のチェックポイント」ですが、毎日心休まることはありませんねって書いてあるのですけれども、私としては、給食時間などは、生徒指導の中では、非常に効果があるということも含めて、先生方、ずっと見てたら、本当に目を離せないというか、一日、そんなことを考えながら、これは、いつ出されて、何か提出してもらおうような取組はしているのでしょうか。

(西田センター長) 「いじめ発見のチェックポイント」については、年度始めに各学校に対して2頁からの「いじめ問題への取組の徹底」に関する文書と併せて配布しています。ただし、先ほどからもご説明させていただきましたとおり、改めて「指導の方針」をお出しした時にも、再度添付させていただきました。これは、あくまでも、このチェックポイントに則って全項目やっってくださいというものではございませんので、各学校での活用については、工夫されて実施されているということです。

(松尾委員) 指導の方針についてですが、既に配布しているものなので、ここがどうだなどと言っても仕方ないのかもしれませんが、個別具体的な項目が増えているところは、よいと思いますが、項目のタイトルに関しては、「取組の徹底を図る」などと全部に付いている感じですが、むしろ、以前のシンプルなタイトルの方が分かりやすかったような気がします。最後の保護者の部分についてですが、これまでは、「保護者との連携」となっていたのが、今回は、「ていねいな保護者等への対応を心がける」に変っていて、以前は、連携ということで保護者と一緒になっていじめをなくしていくのだという姿勢が見える表現に感じたのですが、「対応を心がける」と言うと、また、ニュアンスが変わってくると思います。私は、むしろ以前の書き方のほうが良かったと思いましたし、今後も、実際のいじめに関する取組の中で、対応というよりも、一緒になって歩んで行くのだという姿勢を持っていただきたいなと思います。

(西田センター長) ご意見については、真摯に受け止めさせていただきます。指導の方針は、絶対ではありませんので、今いただいたご意見も含めて、再度見直しをして、来年度に新たなものとして出していきたいと考えてもおりますので、ご理解いただきたいと存じます。

(土井委員) 擁護する訳ではないのですが、ここが凄く大事なのです。ここが色々な問題を起してきて、今までいじめの対応について、先生方も苦慮しているところ

るなのです。ですから、このように「ていねいな保護者への対応を心がける」ことが、書かれているということは、ここが一番神経を使うところなので、意味があって、連携だけでは済まされない問題が、結構あるものですから、本当に連携していくためには、どうしていくかというところで、保護者への丁寧な対応という言葉になったと私は受け止めました。これは本当に、例えば、日頃から学校の情報提供というところも、実際に行われていますが、このように明文化することは、教育支援センターの意気込みを感じております。おっしゃるとおり、連携がとても大切なのですが、連携をするために、より丁寧な保護者への対応を心がけないと、なかなか連携が深まらないという実態があるということです。

(百井部長) ご意見ありがとうございます。これを変えた趣旨は、今、土井委員がおっしゃっていただいた部分です。大きな事件があった後ですので、学校や教育委員会の役割責任をしっかりと受け止めて保護者、地域に対応するのだということで、この時はスタートしました。今後については、市長が、市民に訴えているように、こういった問題というのは、学校だけの問題ではなく、市全体、市民の方も一緒ということも、その後表明していますので、松尾委員のおっしゃっていただいている保護者だけではなくて、地域全体の連携とか協働とかいった視点も考えさせていただきたいと思っています。

(門馬委員) 松尾委員と土井委員のお話を伺っておりまして、私は、こういう解釈をしました。いじめの問題は、とてもデリケートな問題で、例えば、いじめている子どもの親に対して先生がどう説明するのか、これは、ひとつ間違えると感情問題になって、解決が程遠くなるというような問題も起こり得るのではないのでしょうか。そこで学校の先生方は、きっとその対応に苦慮されているだろうと思います。むしろ、いじめられている側より、いじめている側の保護者とうまくコミュニケーションが行かないと問題が解決に向かわないという、内部的な事情があって、ここには、丁寧な保護者等への対応を心がけましようと言葉遣いにも気をつけましようということが、非常に具体的に書かれたのかなと、私は酌み取りました。松尾委員がおっしゃったように、確かに連携が、フィフティ・フィフティの立場で、同じ立場で同じ方向に向かうのは理想的なのですが、なかなか学校現場と地域、PTAと言っても、そうはうまく行かないのかなと推測します。意識の差がありまして、うちの子に限ってという保護者もいらっしゃるのでしょうし、その点を教育委員会としても苦慮して、先生方にあえてこういうことを分かっているくださいねという気持ちでお書きになったのかなと私は受け止めました。

(松尾委員) 丁寧な対応を心がけるというのは、勿論大事なことだと思っています。ただ、その部分というのは、基本的にはテクニク的な部分がありますよね。一緒になって乗り越えて行こうというのは、それよりも上段の理念の部分な

ので、この大きな所のタイトルで言うのであれば、一緒に乗り越えて行くのだというところを、そして、そのために心がけていくのだということであれば、なおの事よいと思ったりもします。次の質問ですが、19頁の7月の定例会の資料ということで、私も議事録等も読ませていただきました。上段の数字と下段の数字が、かなり離れているということで、その現実を確認しながら丁寧に対応していかせてくださいという議論になったと私も拝見させていただいて、本当にそのとおりだと思います。少し気になったのが、中1と中2、中3で、数字が大きく変わっているという部分で、これが、学校の中で起きている現実を表している数字であれば問題ないのですが、見えづらくなっている、この年代であるとそういうこともあるのではと思ひまして、勿論、学校現場でもそういったところは分かかっていて気にされているところだと思いますが、十分ご注意くださいと思っています。

(西田センター長) いじめられたことがあると、アンケートで答えて、認知に至るまでの間、担任も始め、色々な先生方が聴き取りも含めて、児童生徒の部活なども含めた、あらゆる学校生活の中での様子、人間関係の変化などを含めて、精査した中で上がってきているものと押さえています。解決したからということで、そのままにしておくことなく、学校では日々子どもたちの様子を情報交換しながら見守りも続けておりますし、今後も、継続していただきたいと思っています。先ほど、1件が未解決と申し上げましたが、日々の学校生活の中で粘り強く目を離さないというところでは、各学校とも共通認識のもと、進めておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

(松尾委員) 中1と中2、中3で出てきている数字が変わっていると思うのですが、例えば、アンケートでいけば、中1が32件だったのが、中2になると13件、中3になると10件と。認知件数も、中1で9件なのが、中2で2件、中3で5件と。その辺りは、子どもたちも成長にあわせて変わっていく時期なので実際の数字を反映しているということであれば良いことだと思うのですが、見えづらくなっている可能性も考えなければならないのかと思ったので、そこについてお尋ねしたいのと、今ご回答いただいた部分について、解消した後もその中の人間関係が変る訳ではないので、その後も見守るといいうところも大切にしてほしいと思います。

(西田センター長) 中1については、いじめられたことがあると答えた件数が、32件と中学校では一番多いのですが、アンケートが6月実施であったことから、中学生になったばかりで、学校からの報告にもあったのですが、なかなか、「いじめられた」の理解が小学校時代のいじめ、これは既に解決しているのですが、について書いていたというような例がいくつかあったということもありました。こういったように、いじめに対する理解についても、学年上がるごとに進んでいくの

かなという風にも考えておりますし、特に、中1の場合には、学校生活に慣れて来ますと、また取組方、考え方も変わってくるという風に学校からも聞いておりますので、その辺での学年での数字の違いもあるのかなと考えております。

(百井部長) 今、センター長からお答えしたとおりなのですが、この数字だけで判断ということではなくて、先ほど門馬委員からもお話ありましたとおり、教育委員会から学校に指導の方針など指示、依頼などをして、その結果、それがどう定着しているのか、さらに改善点がないかということで、現在対策会議なども開いているところで、学校現場の声をもう一回聞き直そうということも併せて取り組んでおります。そういった中で、今ご心配の学年が上がってくると本当に生活が安定してきて、少なくなっているのか、それとも見えなくなっていて、巧妙に隠れているかという部分も今一度、注視していかなければならないと思います。

(中村委員長) 文科省の「いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の実態把握に係る緊急調査」結果について、この度36頁におよぶ関係資料の提出をいただきましたので、丹念に読ませていただき市教委及び各学校での取組状況を把握することができ、教育支援センターの皆様に深く感謝申し上げます。配布資料の21頁までは、9月定例会に報告をいただいた部分ですが、22頁からの「教育委員会質問用紙」と「学校質問用紙」については、前回報告がありませんでしたので、私共といたしましては、全体をしっかりと把握して皆さんと認識を一つにして、取り組んで参りたいとの思いから、資料の提出をお願いした次第であります。

追加資料に基づき、今後の課題などについて6点ほどお話しをさせていただきますが、先ず「教育委員会質問用紙」についてであります。資料25頁の間13「いじめ問題に関する指導の充実のため教師用手引き書等を作成していますか。」に対し、「2.いいえ」と回答されておりますが、文科省では「教師用手引き書」の作成の必要性を感じ、質問していると思われまので、市教委としても取り組む必要があると思いますが如何でしょうか。

(西田センター長) これまでにもご説明させていただきましたが、「指導の方針」を全小中学校に周知させていただいております。また、これまでにも教師向けに、子どもや保護者への対応、子どもの心理状況等について学習する機会を設定させていただいております。また、具体的対応等に関しましても、教育支援センター便り等を通じて、教職員へ周知をさせていただいているところです。いじめに限らず、児童生徒の問題行動等につきましては、それぞれの状況に応じまして、しっかりと対応することが重要であり、学校を中心として話し合っていくことを継続して徹底していくようお願いして参りたいと存じます。とかく、この度のいじめ問題などは、具体的に大きな社会問題となっておりますが、時間とともにその対応が緩むこと、このことが一番避けなければならないことであると認識して

おります。ご指摘の「教師用手引書」に関しましても、その考え方を風化させないための手段であると思っておりますことから、現場の先生方の意見をお聞きしながら、今後検討して参りたいと考えております。

(中村委員長) 皆さんは、手引書を作っている暇もない中で、よくこれだけのことを短時間におやりになったと感心していますが、人事異動で人が代わりますと、それがうまくつながらないのが世の常でありますので、やはり手引書を作成して、つなげて行くのが望ましいとの思いからお話をさせていただきました。よろしく願いいたします。

2点目に移ります。資料26頁の問18ですが、「貴教育委員会におけるいじめに関する教育相談の実施に当たって、医療機関などの専門機関との連携が図られていますか。」に対し、「1. はい」と回答しておりますが、市教委では、市のこども相談センターや道立中央児童相談所など専門機関と連携を図っているとのことですが、文科省では、主に「医療機関」との連携の必要性を感じて、質問していると思われまので、市教委としても医療機関との人的ネットワークの構築の視点からも、連携に向けた検討が必要であると思っておりますが如何でしょうか。

(西田センター長) いじめにおける対応困難な事例に対しまして、その対応策を協議するにあたり、いじめの内容や被害児童生徒、加害児童生徒の精神的状況を把握する観点からもケースによりまして、医療の立場からご意見等をお伺いすることは極めて大切なことと認識いたしております。教育支援センターでは、主に新就学児や在籍児童生徒の学習環境等における協議を「就学カンファレンスチーム会議」で議論いただいておりますが、この会議で結論付けられないような困難ケースに関しましては、「専門家チーム」をお願いして、議論していただくシステムがございます。この専門家チームのメンバーは、医師や大学教授、臨床発達心理士の資格を持つ方々をお願いしていることから、ケースによりましては、協力を頂くことになっております。具体的に、お願いしたケースはまだございませんが、人的ネットワークの構築の観点からも医療機関との連携につきましては、専門家のご意見等もいただきながら、検討させていただきたいと存じます。

(中村委員長) いじめ問題についてご相談できる医療機関が、市内だけでは難しいとすれば札幌市内を含め、連携を構築しておくことが必要との思いからお尋ねいたしました。よろしく願いいたします。

3点目に移りますが、資料28頁の問25-②「学校警察連絡会議を具体的にどの様に開催していますか。」に対し、iii) 教頭や生徒指導担当教員と生活安全課や少年課等実務者レベルの会議を年に6～11回程度開催と回答しておりますが、文科省では、ii) 警察署長と校長等の各機関の代表レベルを主とする会議の開催についても必要性を感じて、質問していると思われまので、市教委としても人的ネットワークの構築の視点からも、警察署長と校長等の会議の開催に向け、検

討が必要であると思いますが如何でしょうか。

(西田センター長) この設問に関しましては、警察と学校及び教育委員会とが連携して対応することが必要であるとの考えから出されているものと思います。現在、定期的に年間9回程度ですが、石狩市生徒指導研究委員会を実施しております。この会議は、小・中の生徒指導担当者と石狩市の統括交番としての位置づけであります花川南交番所長、こども相談センター、そして教育支援センターがメンバーとなっており、実務者レベルでの情報の共有、また所長には問題行動等への対応などのアドバイスを頂いております。今後も直接関わりのあるそれぞれの担当による連携をしっかりと図れるよう取り進めて参りますが、人的ネットワークの構築の視点から警察署長や校長など、トップレベルでの会議の必要性におきましては、道教委と道警の連携の在り方などを参考とさせていただきながら検討して参りたいと存じます。

(中村委員長) 担当者同士の連携が一番大切ですが、事件が起きた場合を想定し、学校長と警察署長等との人的ネットワークを構築しておく学校長も心強いと思うのです。担当者に任せていますからでは済まされない事象が多々発生しており、そんな思いから質問いたしました。よろしくお願いたします。

4点目ですが、資料29頁の問26「学校と警察の連携について、どの様な仕組みが実質的に効果があるとお考えか。警察と連携した取組の課題は何か、ご自由にお考えをお聞かせください。」に対し、記載がありませんでしたが、文科省では、各市町村教委や各学校の意向等を把握し、政策に反映する必要性を感じ、質問していると思われまますので、市教委としては、この様な機会を積極的に活用し、各学校の様々な思いを踏まえ、建設的な意見を発信すべきと考えますが如何でしょうか。

(西田センター長) 現在、花川南交番所長及び札幌方面北警察署生活安全課との情報の共有や対応におけるアドバイスをいただくなど、これまでも連携が図れているものと感じておりましたことから、あえて記載はいたしませんでしたが、実は、この度、学校から同じ設問に対しまして、数多くのご意見が出されております。定期的な警察による学校訪問の希望などもあることから、この思いを受け止め、機会あるごとに警察関係者に働きかけていきたいと考えております。

(中村委員長) 文科省では、警察との連携で各市町村教委や各学校で具体的に何を望んでいるのかを把握するため質問をしておりますので、その中にどんどん飛び込んで行くことが大事だと思いたしましたので、質問させていただきました。

5点目ですが、「学校質問用紙」についてであります。資料34頁の問8「いじめや暴力行為に関するきまりや対応の基準を明確にしたものを保護者や地域住民等に公表し、理解と協力を得るよう努めている。」に対し、「1.はい」と21校が回答しておりますが、各学校では「いじめや暴力行為に関するきまりや対応

の基準」を具体的にどの様に定め、どの様な方法で公表しているのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

(西田センター長) 各学校におきましては、決まりや対応におきまして、校長を筆頭に、教頭や生徒指導担当教諭を中心に、教職員全員で協議をする、また内容によりましては学校評議員の意見を参考といたしまして、毎年学校経営の方針や校務分掌、生活の決まりなどを一冊にまとめておりますが、ここに指導の基本姿勢や指導の方法などを掲載したり、保護者へは、入学式や懇談会でお話をしたり、また学校での取組などは、学校便りなどで保護者はじめ、地域に公表しております。ある中学校では、「大津市の男子中学生の自殺に思う」ということで校長室だよりに、「もし、いじめに苦しんでいる生徒がいることが明らかな場合は、自殺に迫り込まれる可能性があることを念頭におき、生徒にしっかりと寄り添い迅速かつ適切に対応することが強く求められている」といった内容を家庭及び地域に発信されていたり、ある小学校では、いじめ問題について臨時の学校評議委員会を開催しましたというようなことや、いじめについて考える集会を実施しましたといったことをそれぞれの学校で取組まれた内容を学校便り等で広く周知しております。

(中村委員長) 学校の経営方針には、ここで問われているような、基準的なものがまとめられていると受け止めてよろしいですね。よくわかりました。

(門馬委員) 今伺ってございまして、「いじめや暴力行為に関するきまりや対応の基準」という言葉を見ますと、例えば暴力行為に関して言えば、「生徒同士で殴った場合には、何回になったら停学にします」とか、そういう想像をするのですが、そういうことではないのですか。私は、きまりや対応の基準という言葉が理解できないのです。今、センター長がおっしゃったのは、いじめを起さないために私たちはこういう努力をしましょう。それを周知徹底しますよという事で、それはそれで分かるのですが、「いじめや暴力行為に関するきまりや対応の基準」ということとは違ふように思ひます。

(西田センター長) 学校では、年度始めに学校経営の方針を含め一冊にまとめたものを作成しておりますが、その中で、例えば、ある中学校のものですが、問題行動生徒の指導ということで、指導の基本姿勢というものを作っています。喫煙、暴力、破壊、いじめ等の問題行動については、「間をおかない一致した指導で臨む」といった基本姿勢をもとに指導の方法としては、「巡視等をとおし、未然防止に努める」、破壊については、「行為生徒を明確化する」、「集会、学級指導により全校生徒に呼び掛ける」、「状況の性格な把握と厳正な対応で指導にあたる」、「行動の観察、指導の記録化を行う」等の項目を作って、全教職員で確認し合つて、事が起きたときに対応しているということです。

(中村委員長) 6点目ですが、資料34頁の問9「犯罪行為の可能性がある場合

には、学校だけで抱え込むことなく、直ちに警察に通報し、その協力を得て対応していますか。」に対し、「1. 暴力行為を初め犯罪の可能性のあるものはすべて通報している。」と8校が回答し、「2. 犯罪の可能性のあるもののうち、特に重篤と考えるものに限定して通報している。」と13校が回答おりますが、市教委ではどちらの方法を各学校に求めているのか、お聞かせいただきたいのであります。

(西田センター長) 回答の「1.」におきまして、「暴力行為をはじめ」と、ありますことから、子ども同士のけんかなどであれば、保護者も交えながら十分に話し合いをして、その結果、「通報」の是非を検討する場合がありますので、回答のとらえ方で、分かれたのではないかと思います。また、「2. 特に重篤と考えるものに限定して」とありますが、決して重篤に限定しているわけではありませぬし、いわゆる、何でもかんでも通報するといったことではないと判断されているものと思います。いずれにいたしましても、各学校におきましては、犯罪の可能性のあるものにつきましては、事前に教育委員会へも相談がありますことから、学校だけで抱え込むといった状況にはならないと思っております。しかしながら、このようなケースにおける対応に関しまして周知徹底しておりませぬことから学校の意見をお聞きしながら、その対応の在り方を検討して参りたいと存じます。ただ今、委員長から数々のご指摘のありました何点かにおきましては、現在、9月に立ち上げました「いじめ問題対策会議」を実施させていただいておりますことから、この中で議論いただき、取り組めることは、次年度から、即、取り組めるよう進めて参りたいと存じます。

(中村委員長) 他にございませぬか。報告事項の①については、今後の課題などに関するご意見が種々ありましたので、それらを踏まえ、さらに一層取組の充実に努めていただくこととし、了解ということによろしいですか。

異議なし

(中村委員長) ご異議なしと認め、報告事項の①を了解しました。

## ② 教育委員会の点検・評価（平成23年度分）について

(中村委員長) ②教育委員会の点検・評価（平成23年度分）について、事務局から説明をお願いします。

(上田課長) 報告事項の2、教育委員会の点検・評価（平成23年度分）について説明いたします。資料の11頁をご覧ください。前回9月の教育委員会会議において、原案について、修正箇所の説明を併せて協議していただきましたが、1

箇所、文案について保留していた部分を中村委員長とご相談のうえ、修正させていただきましたので報告いたします。「施策（大項目）1 生きる力につながる確かな学力を育む教育の充実」の所で、報告書の15頁の部分でしたが、全国学力・学習状況調査の目標に関する記載で、「市教委においても、積極的に学校へ働きかけます。」としていた箇所を「市教委においては、積極的に取り組んでいますが、今後、新たな目標などについての検討を進めます。」と修正いたしました。

なお、昨日、外部評価委員会を開催いたしまして、その中でのお話をいくつかご報告します。取組につきましては、総じて「よく行われている」と評価いただきました。今後の方向性については、確かな学力の定着に向けた取組、SATの活用など、様々な取組の内容を確認しながら、より良い教育への支援を図ること、パートナースクール、情操教育の取組、食育で他部局との連携を図ること、図書館利用者の増加に向けた取組などが、これまでの点検評価にない視点でのご意見ということで、ご紹介させていただきました。今後のスケジュールですが、いただいたご意見をまとめる作業を今後行いまして、次回11月の教育委員会会議に外部評価委員の意見を含めた報告書ということで議案として提出し、議決をいただいた後、議会への報告と市民への公表というような進めを予定しています。以上です。

（中村委員長）ただいま、事務局より説明がありましたが、この件についてご質問等ありませんか。

（中村委員長）ご質問がありませんので、報告事項の②を了解ということでしょうか。

異議なし

（中村委員長）ご異議なしと認め、報告事項の②を了解しました。

### 議案第3号 石狩市立小中学校図書館の開放に関する規則の制定について、第7条（開館時間）第2項後段の修正について、

（中村委員長）議案第3号 石狩市立小中学校図書館の開放に関する規則の制定については、先程可決いたしました。第7条（開館時間）第2項後段の修正について、事務局から発言を求められましたので、これを許可します。

(百井部長)先ほど議決をいただきました議案第3号、「石狩市立小中学校図書館の開放に関する規則の制定について」の資料中、8頁をお開きいただきたいと存じますが、この資料中に誤りがございました。第7条第2項後段「前項の規定にかかわらず午前10時から午後5時までとする。」とありますが、ここは、「午後1時から」となります。土曜・日曜・祝日は、統一して午後からの開館という趣旨で進んでおりましたが、これは、全くケアレスミスでございまして大変恐縮でございまして。先ほどのご審議に関わって重要なところだと思っておりますが、改めまして議決をいただきたく、また、修正をお許しいただきたいと存じますが、よろしくお願ひいたします。

(中村委員長)ただいま、提案説明のありました議案第3号の修正につきまして、ご質問等ありませんか。

#### 質疑応答

(土井委員)土曜日・日曜日と祝日は同じということですね。この方が分かりやすいですね。何かばらばらで分かりづらかったので、それなら10時半に統一したほうがいいのにと感じておりましたので。

(門馬委員)それなら、第2項を設けなくて、「土曜日及び日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日の開館時間は、午後1時から午後5時までとする。」というように一つにまとまらないのですか。そうすると分かりやすいですよ。

(百井部長)ありがとうございます。法制上問題なければ、今、おっしゃっていただいたように並列で「及び」、「並びに」でつなげることが可能ではないかと思っておりますので、最終的に法制担当課と整理しまして、ご趣旨に則った形で修正することをお認めいただければと存じます。

(中村委員長)他に、質疑等がないようですので、議案第3号については、法制担当課との協議に基づき修正する旨、可決することよろしいですか。

#### 異議なし

(中村委員長)ご異議なしと認め、議案第3号については、法制担当課との協議に基づき修正可決しました。

#### 日程第5 その他

(中村委員長) 日程第5 その他を議題とします。

(中村委員長) 事務局から何かございませんか。

### ① 第1回石狩市調べる学習コンクールの結果について

(丹羽副館長) 私から、第1回石狩市調べる学習コンクールの結果について、ご説明いたします。図書館振興財団という所で、図書館を使った調べる学習コンクールというのを15年前から実施しております。この地方コンクールを開いた場合、その推薦作品は、一次審査をパスして二次審査から入ることができます。近隣では、恵庭市、北広島市が既に地方大会を開催しておりますが、石狩市としては、今回は、第1回目となり「石狩市調べる学習コンクール」と銘打って開催しました。この春、各学校に趣旨を説明し、参加をお願いしたところ。9月1日から30日まで募集を行い、小学校は5校165点、中学校は3校194点の合計359点の応募がありました。双葉小学校の樟山校長をはじめ5名の審査委員で審査しました。非常に力作で審査に時間がかかりましたが、小学校2年生ですと卵の研究など力作でした。受賞者については、明日図書館まつりの初日の10時に表彰式を行いたいと思います。明日明後日と図書館まつりもありますので、お時間がございましたら是非ご参加いただければと思います。以上です。

(中村委員長) ただいま、事務局より説明がありましたが、この件についてご質問等ありませんか。

(土井委員) 卵について、2年生で凄いですね。子どもらしくて素晴らしい。お母様がしっかりしているのだろうなと思いました。

(丹羽副館長) 審査に当たっては、学校などとの話の中でも、保護者の手がどの程度加わっているのだろうかというところもあって、「これは殆ど親かな」というような判断もしながら、最終的に子ども自身がやったのだろうかというものを選定しております。

(門馬委員) 今後は、応募作品の2%以内の作品を全国に推薦するというので、もう今回は推薦なさったのですか。

(丹羽副館長) これからです。

(門馬委員) 審査の結果、1月中旬に発表されるのですね。楽しみですね。

(松尾委員) これは、今後も続けられるのですね。

(丹羽副館長) できましたら、続けていきたいと考えております。

(松尾委員) このように、自分でテーマを持って、それについて調べるという、こういったスキルというものは、大人になると本当に日常的に求められることな

ので、とても素晴らしいことだと思います。是非続けていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(中村委員長) 他にございませんか。それでは、その他①を了解しました。

## ② ウミベオロジー ～石狩海辺学2012～ について

(工藤課長) 私からは、イベントのご案内をさせていただきたいと思います。砂丘の風資料館から、社会教育関係の施設と一緒にということで、市民図書館、公民館、海浜植物保護センターで、「いしかり館ネットワーク」ということで活動を行っております。館ネットワークの活動の一つとして、明日から11月1日まで、紀伊國屋の札幌本店で「ウミベオロジー石狩海辺学」ということで、昨年も行っていますが、展示とトークイベントということも予定されております。展示の内容としては、館ネットワークの各館が、それぞれ色々な物を持ち寄るということで、海浜植物保護センターでは、海浜植物と、石狩は俳句のまちということで、色々な事業をしておりますので、そういった海浜植物と俳句のようなものを展示します。砂丘の風資料館からは、漂着物ということで、動物の骨の展示を予定しています。また、今年の活動の中で、アイヌの工芸のひとつとして、海浜植物の浜ニクを使った工芸品があるのですが、そういった物をテーマにした活動もしておりますので、ボランティアの方などが、実際に復元したものを含めた展示ということで、市民図書館からは、石狩の海辺に関する本の紹介など、それぞれが、色々な分野の物を持ち寄って、石狩浜をテーマにした展示を予定しております。また、明日は、基本的には「石狩の鯨」というテーマなのですが、石狩浜の骨、それから、鯨骨製記念物、これは日本海側で鯨の骨を神社やお寺にお祭りして、その前に実際に、そう言うのを建てて、一つの神様として信仰の対象としているところが点々とあって、ニシン漁の豊漁祈願みたいなものなどがあつたりしまして、そういうものを開拓記念館で研究されている方がいるのですが、それから、鯨塚というのが石狩浜にあった、そういう地名があります。鯨に関する地名ということで、私も話をする予定です。もし、お時間があれば見ていただけたらということで、ご案内させていただきます。以上です。

(中村委員長) ただいま、事務局より説明がありましたが、この件についてご質問等ありませんか

(門馬委員) 写真に写っているのは何ですか。

(工藤館長) 鯨の骨で、うちの学芸員が撮影しました。加工品ではなく、本物の鯨の背骨です。

(松尾委員) 大きさはどのくらいですか。

(工藤課長) 真ん中の丸い所の直径で40～50cm程です。

(土井委員) 昔、たくさん鯨がいたということですね。

(工藤課長) 今でも、鯨、イルカの類は、年に何回も漂着しています。鯨は缶詰になるような大きなやつではないと思います。

(中村委員長) 他にございませんか。それでは、その他②を了解しました。

(中村委員長) 委員の皆様から何かございませんか。

なし

(中村委員長) 教育長から、本日の一連の審議を通じて、ご感想なり思いなどお聞かせいただければと思いますが。

(鎌田教育長) ご熱心な議論をしていただいて、ありがとうございます。組織体系としては、少し違うのかもしれませんが、私もこれまでの教育行政の仕事の中で、外部の委員会など色々と経験していますが、なかなか各委員さんが出てこないという部分がありまして、事務局として苦慮するという部分もあるのですが、このようにご熱心なご意見をいただいた部分では、教育委員会としては、全ての部分が行政に反映できるかは、また別なのですけれども、貴重なご意見として受け止める姿勢をこれからもとっていきたいと思っております。とても参考になりました。ありがとうございます。

(中村委員長) 以上で、日程第5 その他を終了します。

## 日程第6 次回定例会の開催日程について

(中村委員長) 日程第6 次回定例会の開催日程を議題とします。

(中村委員長) 次回定例会については、11月16日の金曜日、13時30分からの開催を予定しております。よろしく願い申し上げます。

## 閉会宣告

(中村委員長) 以上をもって、10月定例会の案件は全て終了いたしました。  
以上で、平成24年度教育委員会会議10月定例会を閉会いたします。

閉会 午後 4時05分

### 会議録署名

上記会議の経過を記録し、その相違ないことを証するため、ここに署名します。

平成24年11月16日

委員長 中村 照 男

署名委員 土 井 久美子